

事 業 者 各 位

佐渡市 財務部長
(財政課 契約検査室)

「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」及び「令和 6 年度設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置等について（お知らせ）

令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び令和 6 年度設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）については、令和 6 年 3 月 20 日以降に入札公告又は通知を行う工事及び委託から適用することとしていますが、新潟県の新労務単価及び新技術者単価の運用に係る特例措置並びにインフレスライド条項（建設工事請負基準約款第 26 条第 6 項）の適用に準じて、佐渡市においても下記のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

なお、これにより請負代金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応して下さるようお願いいたします。

記

1 特例措置の適用について

(1) 措置の概要

新労務単価及び新技術者単価の決定に伴い、対象案件の受注者は、令和 5 年 3 月から適用の公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）及び令和 5 年度設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）に基づく契約を新労務単価及び新技術者単価に基づく契約に変更するための請負代金額及び業務委託料（以下「請負代金額等」という。）の変更協議を申し込むことができる。

(2) 対象案件

令和 6 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事及び建設コンサルタント業務等のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

又は、令和 6 年 3 月 20 日以降に着手する建設工事のうち、旧労務単価で予定価格を積算しているもの。

(3) 請負代金額等の変更

変更後の請負代金額等については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額等 = $P(\text{新}) \times k$

$P(\text{新})$: 新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

(4) 受注者からの請求方法

別紙様式 1-1【工事用】又は様式 1-2【委託用】を使用し、着手日から 70 日以内（ただし、契約期間が 90 日以内の場合は着手日から 50 日以内）に発注者（監督員）へ提出すること。

2 インフレスライド条項の対応について

(1) 適用対象工事

令和6年2月29日以前に契約を締結している工事のうち、別途マニュアルによって定める残工期が、受発注者協議により定めた基準日（請求日を基本とする。）から2か月以上あるもの。

ただし、特例として、基準日での残工期が2か月未満であっても、令和6年3月中であれば請求ができることとする。

(2) 運用基準について

新潟県の「建設工事請負基準約款第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル【令和5年3月1日以降適用】」（以下「インフレスライド運用マニュアル」という。）による。

(3) 基準日、残工期等について

請求日、基準日、残工期の取扱いは「インフレスライド運用マニュアル」に準拠するが、残工期については、変更契約がなされる前であっても先行指示等により工期延長が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

(4) その他

全体スライド及び単品スライドは、これと併用することができる。

○制度全般に係る問合せ先

佐渡市 財務部 財政課 契約検査室

電話：0259-63-5137

○特例措置及びインフレスライドに係る協議先

当該工事・業務委託の監督員